



## (クーリングオフについての説明)

1. お客様が、訪問買取（出張買取）をご利用された場合、本書面を受領した日を含む8日間は、書面により無条件に売買契約または役務提供契約の申し込みの撤回（当該契約が成立した場合は当該契約の解除）を行うこと（以下、「クーリングオフ」という）ができます。

なお、クーリングオフに関して不実のことを告げられて誤認し、又は威迫され困惑してクーリングオフをしなかったときは、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまではクーリングオフができます。

ただし、はきもの、布地、不織布、壁紙、歯ブラシ、化粧品、健康食品、防虫剤、殺虫剤、防臭剤、脱臭剤、毛髪用剤、コンドーム、生理用品、石けん（医薬品を除く）、浴用剤、合成洗剤、洗浄剤、つや出し剤、ワックス、靴クリームについては使用又は消費された場合（販売店がお客様に商品を使用させ、又は消費させた場合を除く）は、クーリングオフが出来なくなるのでご注意ください。

また、営業の為に、もしくは営業として申し込む場合、商品が自動車・運搬車の場合、特定商取引法・割賦販売法で定める指定商品・指定権利・指定役務以外の場合は、クーリングオフが出来ません。

2. クーリングオフした場合、損害賠償金や違約金を支払う必要はありません。また商品の取引や権利の返還に要する費用は買取業者の負担になります。役務の提供を受け、または施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払い義務はありません。また既に商品を引き渡ししている場合は速やかに買取業者よりその商品について返還を受けることが出来ます。役務提供に伴い土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には無償で現状回復を買取業者に請求できます。

3. クーリングオフの効力は、書面を発行したときから生じます。ご希望の方は、一度、買取業者に希望する旨をお電話下さい。そのうえで、葉書等に所定の必要事項をご記入の上、買取業者宛に郵送して下さい。弊社では期間超過後、即時販売業務に移行させて頂いております。スムーズに対応させて頂く為、お電話にてまず手続きを受けさせて頂いております。

## (その他の説明について)

1. お取引のお約束…買い取らせて頂いた商品が万が一コピー商品と判明した場合は即座に返品に応じて頂きます。

2. お支払い方法および時期…契約締結日に商品をお預かりしました場合、 当店よりお客様に不用品処理代金より値引きさせていただきます。

3. クーリングオフの適用対象外者について…消費者庁の定めに従い、業者様ならびに、出張買取訪問日より過去1年以上以内に年1回以上弊社の買取業務をご利用のお客様（常連様）、もしくは引越しを予定されている中で買取業務をご利用頂きましたお客様等はクーリングオフの適用対象外となります。あらかじめご了承下さい。

4. クーリングオフ対象商品引渡しの時期…ご返金につきましては同法その他の取り決めに倣い、商品代金のみとなっております。また、「無料にてお取引させて頂きました商品」のほか、「家具」「家電の一部」等消費者庁が例外と定めるものはお返しすることができません。くれぐれもご注意くださいようお願い申し上げます。

5. クーリングオフをご希望の方は…スムーズなお取引の為にハガキ投函前に必ずお電話にてご一報下さい。葉書の投函場所は、本日お渡しした名刺宛によりしくお願い致します。また、手続きの際は本書と印鑑を必ずご用意下さい。

6. 個人情報の取り扱いについて…弊社にいただきました個人情報は、弊社のお取引先様管理・商品発送・アフターサービス・広告活動・新サービスの通知・お問い合わせへの回答・アンケート調査に利用させていただきます。個人情報は、法令で命じられた場合を除き、第三者には提供致しません。その他の個人情報の管理については個人情報保護法に準じます。

## (備考欄)

事業者名：片付け堂〇〇店  
運営会社：株式会社〇〇〇〇〇  
代表者： 代表取締役 〇〇 〇〇  
住所：〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町000-00  
電話番号：0000-00-0000